

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和8年5月29日（金）午前9時30分～午前9時45分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員 8 名			農地利用最適化推進委員 6 名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	欠
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
5 番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6 番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7 番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8 番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第13号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第14号 農用地利用集積等促進計画（No.18）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (3) 議案第15号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第16号 矢掛町農地利用最適化推進委員候補者の決定について

議 長	それでは、ただ今から令和 8 年度第 3 回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、<u>小坂委員</u> が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第 1 3 条により、2 番 水川委員と、3 番 大山委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第 <u>13</u> 号から議案第 <u>16</u> 号の <u>4</u> 議案です。
議 長	議案第 <u>13</u> 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上 2 件について、総会次第の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	こちらの農地は譲渡人が耕作に行くのに便利が悪いということで、自宅がこの農地の隣りである譲受人が菜園として使いたいということとなり、所有権移転となりました。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	こちらは、譲渡人が倉敷市在住の為、耕作が出来ないということで、近くに住んでおられる譲受人が譲り受けたということです。地元の営農組合と協力してやっていただけたと思いますので、問題ありません。

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>14</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 18) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第 14 号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。 合計で 3 件 7,964㎡, 内訳は個人 1 件 1,082㎡, 法人 2 件 6,882㎡です。 (計画の内容について説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>14</u> 号について、意見等がありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 <u>14</u> 号について、「異議なし」と決定します。
議 長	議案第 <u>15</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第 15 号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。 合計で 5 件 4,970㎡, 内訳は個人 4 件 3,970㎡, 法人 1 件 1,000㎡です。 (計画の内容について説明)
議 長	議案第 <u>15</u> 号につきまして、意見等がありますか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 <u>15</u> 号について、岡山県農地中間管理機構へ計

	画作成を要請します。
議 長	議案第 16 号 矢掛町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	農地利用最適化推進委員は、改選後の農業委員会にて委嘱することとなっていますので、現農業委員会で候補者の決定していただく必要があります。 別紙、「農業委員会等に関する法律」及び「矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」に従いまして、2月2日から3月2日まで、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を行いました。 結果、推進委員につきまして、7名の方の推薦がありました。3月23日に候補者評価委員会を開催し、候補者について審査した結果、候補者7名全員を推進委員として適当と認めるとの意見をいただきました。 「農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」第10条で「農業委員会は、評価委員会の評価を受け、推進委員として選任する推進委員候補者を決定するものとする。」とあります。 (候補者7名について資料により説明) なお、農業委員候補者につきましては、別紙をご覧ください。7名の推薦と2名の応募があり、こちらの候補者につきましては6月町議会で同意を得た上で、町長より任命していただく予定です。 推進委員につきましては、本日候補者を決定いただきまして、改選後の総会にて議決の上、新会長より辞令交付をしていただく予定としております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第16号につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、7名を農地利用最適化推進委員候補者として決定することを議決します。
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。

推進委員	
議 長	(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
中川地区 推進委員	事案番号1番から3番について、確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号4番について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。